

近世後期庄内藩の預地支配（上）

本間 勝喜

明和六年（一七六九）よりの庄内藩（酒井家）による庄内・由利幕領に対する預地支配について、幕府への出願と許可、預地支配の陣容、預地の継続手続き、預地主役を中心とする預地役人、預地の主な出来事、年貢制度、支配の問題などを述べたものである。

途中の文化十二年（一八一五）に私領同様預地となるが、今回はそれ以前の「通常預地」時代に限って、主として預地役所、預地役人の側から預地支配を検討したのである。

はじめに

庄内・由利幕領の支配は、庄内藩預地と幕府代官支配の間で何度も変遷があつたが、近世後期・幕末期の明和六年（一七六九）以降元治元年（一八六四）までの約一世紀は、天保十三年（一八四二）～同十五年の二ヵ年を除き、ほとんど庄内藩の預地となっていたのである。^{〔1〕}

そのうち、前半期ともいえる明和六年より天保十三年までの庄内藩預地支配をとれば、文化十二年（一八一五）を画

期にやはり前後二つの時期に分けられる。文化十二年以降は預地に対する私領同様取扱いが許され、庄内藩は基本的に独自な預地支配が可能となつたが、それ以前は「通常預地」⁽²⁾であつたので、預地支配の多くは幕府勘定所の指示や承認を必要としたのである。

私領同様預地の時代については、これまで不十分ながら検討したことがあるので、今回は明和六年～文化十二年の「通常預地」の時代について、預地支配の開始、預地役人、預地の継続、年中の業務予定、年貢制度、支配の実際などの問題に限定して検討したものである。

一、預地の開始

(一)

庄内藩酒井家では、明和六年（一七六九）三月二日に幕府・勝手方老中松平右近将監に対し、次のような出願をした。⁽³⁾

私曾祖父左衛門尉享保十四酉年越後国之内高四万七千石余御預所被仰付候、祖父左衛門尉家督之砌、右場所直ニ御預被成下候、其後寛保二戌年右御預所之内松平越中守領地ニ相渡、残高武万九千三百六拾石余、外ニ出羽国田川郡・飽海郡之内高壹万五千六百武拾九石余、合高四万四千九百九拾五石余御預所被仰付候、其以後寛延二巳年出羽国田川郡大山領・同国由利郡之内高壹万三千拾八石余御預所増地被仰付候処、祖父左衛門尉御役被仰付候ニ付奉願、御免被成下候、然所大山領・余日領・丸岡領・由利郡之内高合二万八千七百九拾石余之場所私領分ニ入交有之、平日仕置等ニ相障候儀も御座候間、罷成候儀御座候者右之分御預所ニ被仰付被下置候様仕

度奉存候、左候得ハ領分取^(毎)ニ茂寵成候間、此段奉願候 以上

三月 (酒井左衛門尉)
御名

これによれば、庄内藩では三代前の藩主忠真の時の享保十四年（一七二一九）に越後幕領を預地としたが、その後寛保二年（一七四二）に一部を私領渡しとした代わりに、庄内の丸岡・余目両領一万五千石余を預地としたし、更に寛延二年（一七四九）に大山領・由利領も預地に加えられた。ところが二代前の藩主酒井忠寄が同年九月に老中に就任したことから預地が返上されたのであつた。⁽⁵⁾そのため、庄内・由利幕領は幕府代官の支配となつたが、庄内幕領の大山・丸岡・余目の三領は庄内藩領に入交つており、庄内藩にとつて日頃から支配の障りになることもあるので、改めて今回預地にしてほしいと願い出たのである。その際のこと、先例として会津藩松平家の預地についても添付文書に記述したのである。⁽⁶⁾

おそらく、この願書の提出以前に、下交渉があつて、庄内藩では基本的に了解を受けていたのであろう。同年四月七日に庄内藩江戸留守居役に対し、藩主酒井忠徳に庄内・由利幕領一万九千石余を預地とする旨の申渡⁽⁷⁾がされた。

酒井左衛門尉

高式万九千石余
出羽国之内

右之所只今迄会田伊右衛門御代官所ニ候所、從当丑年其方御預ヶ所被仰付候間、諸事御仕置等入念可被申付候、御年貢納方之儀私領村方江引合、免合各別取劣候所茂有之候ハ、⁽⁸⁾納⁽⁹⁾分免合並納方等之仕方相考連々御取箇増候様ニ被致勘弁、仕僻⁽¹⁰⁾不宜儀共相改候積御勘定所江可相達候、尤其筋を存候由申立候共手代杯一切召抱不申、領分取扱候家來ニ為取計候様可被致候、且又名主・庄屋等不宜者は取替可被申候

一、公事訴訟裁許申付候儀、各別之儀者御勘定所江可被相達候、大概之儀者手前ニ而可被申付候
⁽¹¹⁾

一、村附帳江御勘定奉行より可相渡候間、村方請取可被申候

但、私領杯ニ相渡候儀有之節者御勘定奉行より可相達候間、可被得其意候

四月

それまで幕府・柴橋代官（現寒河江市）会田伊右衛門が支配していた庄内・由利幕領二万九千石余を出願どおりに預地として支配することを命じられたのである。その際、庄内藩領に引比べて特に低免の村があれば年貢をしだいに引上げること、悪しき慣行などがあれば勘定所に届け出たうえで改めること、それまで勤務していた手代を一切召抱えないこと、名主など村役人で不適当な者は交代させること、公事訴訟などについては重罪の場合は勘定所の指示を受けることとし、それほどの罪科でない場合は庄内藩だけで処置すること等が申渡された。また村付帳は勘定奉行の方で渡すので、それに基づき預地村々を受取ること等も指示された。

因に、預地を支配するための経費として村々より納入される口米・口永が与えられたが、口米の場合、由利郡は三升口米であったが、庄内幕領三領は一升口米と三升口米、合わせて四升分の口米であつた。⁽⁸⁾

幕府が享保年間に諸藩に預地を命じた際の指示⁽⁹⁾とほぼ同じ内容のものであつたといえる。

なお、年季にわたる記述は見当らず、藩主忠徳の代には年季のない無年限預地であり、年季の切替は一切なかつた。

勘定奉行より受取つた郷村高帳によれば、預地の郡別の高は次のようにあつた。

出羽国田⁽¹⁰⁾河郡之内（六十九カ村）

一、高式万六千二百八拾石貳斗六合六勺壹才

同國飽海郡之内（三カ村）

一、高五百六石九斗八升三合三勺

同國由利郡之内（十一カ村）

一、高二千式百八拾八石式斗五升

高合式万九千七拾五石式斗五升九合九勺壹才

幕府の申渡を受けて、

明和六年丑四月七日被為 仰蒙、同十三日御飛脚庄内江着、同十四日より於会所御用相勤、同五月二十六日内
藤頼母揚屋鋪川端役所相建、同七月二十六日会田伊右衛門様大山村御代官陣屋より諸書物引請…
とあるように、まず預地が許可された旨を知らせる飛脚が六日後の四月十三日に鶴ヶ岡に到着して、翌十四日より庄内
藩会所において預地に関する御用が始まったとする。早速、主な預地役人の任命が行われた。何人かは、とりあえず當
分役として任命され、後に本役となつたようである。主な預地役人は次のようである。⁽¹⁾

本役御本料御郡代より当分立合

鈴木筑太夫

御預地首役、御加増三十石、御役料百五十石御郡代次席

御元々より

長坂又次郎

御預地御元々

御家中組より

矢口平太右衛門

御預地御代官

御中間頭より

中台傳八郎⁽²⁾

同 断

御代官より

上野織右衛門

筑太夫・平太右衛門ハ先年御預地方勤候由

右之通ニ而元長泉寺前内藤頼母屋敷先年蒲原役所ニ相成候故、此度御預地役所ニ相成候…

預地首役（主役）には長坂又次郎が任命された。本領元々役より転じたものである。主役は庄内藩内での席順は郡代
次席である。家老竹内八郎右衛門の「日記」⁽²⁾にも、四月十三日頃のこととして、

一、長坂又次郎御預地主役被仰付、三十石御加増被下置、御役料百五十石、都合高三百石被成下、御郡代次席ニ被仰

とあり、本来の知行は百二十石だったようで、それに加増三十石のうえ、役料百五十石が給されて、合わせて三百石となり、郡代次席を命じられたのである。上士の待遇となつたのである。なお、その後は大体二五〇石程度の家臣が就任し、不足の者には加増や役料が与えられた。

預地元⁽¹⁴⁾には矢口平太右衛門が任命された。⁽¹⁵⁾以前寛延二年（一七四九）頃に預地代官を勤めた経験が買われたものであろう。役料三十石が給された。本領の元締役は「金錢の出納を取締る役で、現在の収入役にあたる」という。つまり預地役所の金錢の收支を監督する役である。いわば勘定奉行に相当しよう。そればかりでなく、当初から、

一、御元⁽¹⁶⁾兼帶懸り 御勘定奉行、宗門改

御普請奉行、御目付

とあるように、勘定奉行、普請奉行、目付、宗門改を兼務するもので、預地に関しては広範な権限を有する役目であつたといえる。

預地代官には中台傳次郎、上野織右衛門⁽¹⁷⁾両人が任命された。中台は中間頭より、上野は本領代官（荒瀬代官）より就任したものである。本領代官は「作毛の検見、貢米の賦課収納、農業の振興等が主な任務であつたが、その外に火事難破船の吟味などを取扱つた」ので、預地代官の役目も同様であつたといえる。⁽¹⁸⁾前出竹内八郎右衛門の「日記」には、

一、御預地御元⁽¹⁹⁾兼當分役矢口平太右衛門、御代官當分中台傳次郎、上野織右衛門申付、支配頭を以為申渡候と元⁽²⁰⁾、代官の三人とも当初は當分役であつたが、五月十日のところに、

一、矢口平太右衛門御預地御元⁽²¹⁾被仰付、御役料三十石被下置候

とあり、三人とも一ヵ月後に本役になつたようである。元⁽²²⁾、代官とも知行百石程度の家臣が任命されたようである。以上の預地主役、元⁽²³⁾、代官の三役を勤める四名が、御家中より任命される預地役所の常勤の上級役人であった。

そのほかに、当時庄内藩の農政を統括し、藩の経済を司る郡代という要職にあった鈴木筑太夫も、以前預地代官、元の経験者という事情もあり、「当分立合」を命じられた。これも、竹内八郎右衛門「日記」には、

一、鈴木筑太夫御預地御用掛り當分被仰付、長坂又次郎江相談、御役人共へ指図可致之旨被仰付……
とあり、主役長坂又次郎と相談し、預地役人に指示を与えるという役目であった。当分の間ということではあるが、郡代という立場もあり、主役以上の権限を有したはずである。

右の「日記」には、別に、

一、御預地御用掛り平右衛門殿被仰付、奉書を以申来候、然所此節病氣ニ付當番甚三郎殿御用共被相達候
とあり、家老の一人石原平右衛門も藩主よりの奉書によつて、預地御用掛りを命じられたが、当時病氣だつたため、当番家老の松平甚三郎が代理を勤めているとする。預地役所は主役を通じて、家老や郡代の指示や了解などを得て預地支配に当つたのであり、そのために家老や郡代にも「預地御用掛り」が置かれたのである。
更に、次のような人も「預地御用掛り」であつた。^[18]

在勤御郡代立会 加賀山甚太夫

定府御留主居添役兼帶重役

石原亘理

郡代の加賀山甚太夫は在府中だつたとみられるし、江戸留守居役の一人も「預地掛留守居」を命じられて、預地にして幕府と交渉に当つたのである。

ほかに、預地役所の下級役人として「隅田領袖」には、次の七名の名前がある。徒以下の身分の者である。

御目付

後藤弥助

江戸

服部弥惣

同 五十嵐作右衛門

在江戸

池田久平

納役人

小南庄吉

同 山田久内

同 仙場嘉助

後藤弥助は徒目付で、目付役である元々矢口平太右衛門の指示の下で勤務したのである。徒目付は勘定役を兼ねるものであった。

納役人の三人は納方手代（納方役）として預地代官の下で検見、年貢徵収、江戸廻米の監督などに当つたのである。服部弥惣以下、「江戸」とある三名は江戸在勤ということである。庄内藩の江戸藩邸内にあらうが、預地役所の「江戸出張所」⁽¹⁾が設置されており、その経費も預地村々より徵収されていたので、三名はその江戸出張所詰めの役人であつたとみられる。

「隅田領袖」に載つていらない者もいた。中村此右衛門という者も定府であり、江戸出張所詰めだつたとみられる。⁽²⁾ 石塚由兵衛も納方だつたようである。古野理助も徒目付だつた。そして、

又次郎殿御帳番

斎藤嘉蔵

平太右衛門殿内役

丸山外吉

織右衛門殿内役

大滝十太

傳次郎殿内役

大滝長治

とあるように、斎藤嘉蔵以下の四名は預地主役、元々、代官の帳番や内役を勤める者であつた。いわば秘書役か事務官に当たろうか。

以上の上級役人四名、下級役人十四名、合せて十八名が預地支配の開始当初の常勤役人たちであつた。預地役所と江

戸出張所に勤務した。明和六年四月、五月に大体任命されたのである。

右の預地役人の多くが勤務することになる預地役所が城下鶴ヶ岡を貫流する内川端の元長泉寺前に建設された。以前にも預地役所が置かれていたということから家臣内藤頼母の屋敷をあてることにし、そのため引越すことになった頼母に対し、「為引移金貳拾両、御口米金之内より被下候⁽²¹⁾」と、引越金二十両が預地の経費のうちから与えられたのである。預地役所は七月中頃までは完成したものか。預地役所は内川端にあつたので通常川端役所と呼ばれた。

預地役所には二名の小使があり、町人や百姓が雇われた。⁽²²⁾

七月下旬に会田代官の大山陣屋より諸帳簿・文書類の引渡しを受けた。預地代官の上野織右衛門・中台傳次郎兩人が向付き、それに後藤弥助、服部弥惣、石塚由兵衛、小南庄吉が随従した。⁽²³⁾ 大山村名主等も立会つた。その際、大山陣屋の手代より預地となる村々の「仕来」について記した「演説書」も受取つた。預地支配の参考になるものである。

そして、庄内藩は家臣たちに対し、八月四日付で次のような注意を申渡した。⁽²⁴⁾

一、大山御料御預所ニ相成候間、御家中之面々殺生等ニ寵越候節、かさつニ無之諸事穩便只今迄之通相心得候様：

以上で一応預地村々を支配する体制が整えられたことになるが、田川・飽海・由利の三郡に散在する八十三カ村を支配するのに二十名足らずの預地役人では手不足であつたので、支配を補助するいわゆる「中間支配」的な役も置かれた。中心となつたのは次の三つである。

第一に、惣代名主が置かれた。大山村（現鶴岡市）名主佐藤善右衛門、千河原村（現余目町）名主金子喜太郎、由利郡大砂川村（現秋田県象潟町）名主横山文左衛門の三人である。本領の大庄屋に準ずる役であつた。

第二に、城下鶴ヶ岡に預地郷宿が置かれた。鶴ヶ岡大庄屋宇治家の文書⁽²⁵⁾に、

一、柏倉久右衛門御預地諸役人・百姓等之定宿被仰付候

とあり、七日町住居の町人柏倉久右衛門が命じられた。預地役所等に用事のある預地の領民が宿泊するものである。

第三に、三年ほど後のことになるが、鶴ヶ岡商人を預地御用達に任命し、預地御用の一端を担当させたのである。初め両替屋を営む南町大塚文六が任命され、その後郷宿の柏倉久右衛門も御用達を兼務することになったのである。⁽²⁸⁾

(1)

庄内藩の預地支配が始まると、幕府の指示もあつたことから、年貢の増米の可能性を探ることもあり、村々に種々の調査等をした。

「類例記」⁽²⁹⁾ という文書に、明和六年（一七六九）九月のこととして

起返り之場所無之旨申出候ニ付、申合候次第

とあり、預地役所では村々に対し、川欠などにより以前永引となつてゐる田畠の起返しの有無を調査し、無いと回答した村に対し説諭を加えたことが窺える。また、大山領角田二口村（現三川町）では同年十二月に元文元年（一七三六）以来三十カ年の古新田、卯高入新田の年貢取米を川端役所へ書上げた。⁽³⁰⁾ 同役所の指示によるものであろう。本田に比べて、新田は低い年貢を課されていてることが多かつたことから、新田での年貢増米をめざしたものと考えられる。

それより先、由利郡長岡村（象潟町）では同年九月に卯高入新田の当丑より十カ年定免御請証文を川端役所に提出し⁽³¹⁾た。長岡村ばかりでなく卯高入新田を定免としている村々は同年で定免年季が明けたので再び十カ年定免願いをしていて、一ヵ村を除き定免切替が許されたのである。⁽³²⁾ 若干なりとも増米が行われたことであろう。

少し後になるが、明和八年八月に田川郡米納五十カ村に対し定金納についてその由来を問質したのであり、五十カ村の惣代として大山村名主らより回答がされた。⁽³³⁾

また、明和六年十月に田川郡米納村々より安石代納願いがされた。⁽³⁴⁾ 預地役所では決定する権限なく幕府勘定所に届出

て指示を受けたのである。結局、願石代納は許されたものの、安石代は許可されなかつたようである。

年貢に関したことばかりでなく、それ以外についても村々に対し指示などをしている。

明和七年（一七七〇）二月に、預地の僧侶、神主への通行手形の発行などにつき庄内藩が勘定所に伺い出て、それに對する勘定所の下知を布達した。⁽³⁵⁾ また幕府の定により同年四月、徒党・強訴・逃散訴人の高札を村々が建てた。⁽³⁶⁾ なお、高札の文言に対し村々からは請書を提出したようである。⁽³⁷⁾ また、同年六月に預地役所では村々を徘徊する牢人者の取締りを申渡した。⁽³⁸⁾ これらの申渡などは預地役所が村々や村民たちから敬意や信頼を得ていくうえでも重要な布石となつたものとみられる。

参考までに、庄内藩預地が開始された頃の庄内・由利幕領の実際値を示しておこう。まず、家数・人数については、

一、百姓⁽³⁹⁾惣家数三千六百戸拾壹軒

一、百姓惣人数壹万七千三百七拾人

内男九千三百六拾五人 内百三人出家 女八千五人

一、惣馬数九百八拾壹疋

である。次に、明和六年の年貢取米、平均免⁽⁴⁰⁾は、

一、米壹万千五百戸拾八石五斗壹升九合戸勺 平均免四ツ壹分壹厘壹毛内

であり、預地の平均租率は四ツ一分一厘余であった。

二、歴代の預地主役

預地支配が長期間に及んだので、当然ながら預地役人に交代があつた。今、明和六年（一七六九）～文化十二年（一八一五）の間における預地主役、元々、代官の歴任者の名前を示したのが表1～表3である。

ここでは、預地主役の歴任者に限つて簡単にふれておきたい。

明和六年四月に長坂又次郎（泰治）が預地主役に就任したが、同

人は安永八年（一七七九）三月まで十カ年在職した。『新編庄内人名辞典』⁽⁴⁾によれば、享保十年（一七二五）に家督を継いで禄三百石

○石を給され、のち本領代官より狩川通郡奉行に転じて禄三百石になつたと記して、預地主役を勤めたことが書き漏れしており、知行も預地主役在職中に限り役料を合わせて三百石とされていたのである。なお、安永五年（一七七六）十二月役料一五〇石のうち五〇石が加増となつた。⁽⁴⁾

在任中の主な出来事を挙げれば次のようである。

庄内藩の預地役人が初めて検見や年貢割当を担当した明和六年（一七六九）は大いした凶作でもなかつたのに結局年貢取米が減じたことから、その弁明のため翌明和七年正月に納方手代石塚由兵衛が出府した。⁽⁴⁾ 同七月、預地の御城米廻米船が難船したことから

表1 歴代の預地主役

名 前	在 職 期 間
長坂 又次郎	明和6年4月～安永8年3月
金野 多十郎	安永8年3月～天明8年7月
長坂六右衛門	天明8年7月～寛政10年12月
鱸 良右衛門	寛政10年12月～享和3年3月
白井 惣 六	享和3年3月～文化4年6月
石井 達次郎	文化4年6月～文化8年7月
黒川 権太夫	文化8年7月～文化9年12月
服部 純 藏	文化9年12月～文化11年11月
黒川 権太夫	文化11年11月～天保4年2月

注①表1～表3 「諸役前録」及び「名山藏」より作成。
②在職期間の月は推定を含む。

表2 歴代の預地元々

名前	在職期間
矢口平太右衛門	明和6年4月～安永2年1月
上野織右衛門	明和7年8月～明和8年11月
中台 傳次郎	明和8年12月～天明3年7月
金野 多十郎	安永2年12月～安永8年4月
長坂六右衛門	安永8年3月～天明8年7月
三 矢 束	天明3年7月～天明8年10月
松宮 儀八郎	天明8年7月～寛政5年12月
鳥海三右衛門	天明8年11月～寛政2年9月
西堀四郎右衛門	寛政2年10月～文化4年6月
石黒 半蔵	寛政6年1月～寛政7年5月
諏訪部 権三郎	寛政7年9月～寛政9年11月
中島 弾四郎	寛政9年11月～文化1年7月
鈴木 栄太夫	文化1年8月～文化13年8月
石黒 甚太夫	文化4年6月～文化7年7月
山中 傳太夫	文化7年7月～文化9年12月
辻 新右衛門	文化9年12月～文化12年4月
長坂 猪之助	文化12年4月～文政10年

注 表1に同じ。

江戸より池田久平が加賀国へ出張した。⁽⁴⁴⁾ 同八月に預地代官上野織右衛門が預地元々に昇進し、代官兼帶を命じられた。⁽⁴⁵⁾

明和八年六、

七月に年貢米を酒田湊に川下げる川船に渡される「朱之丸」が紛失する事件が起つた。⁽⁴⁶⁾ 明和九年六月頃、荒所・空地見分として幕府役人が下向した。⁽⁴⁷⁾ 安永二年五月に、前年分の年貢を納入期日以前に皆済したとして、預地役人一同が賞された。⁽⁴⁸⁾ 同九月に至り、幕府よりも預地掛り江戸留守居石原亘理に白銀十枚が与えられた。⁽⁴⁹⁾ 大山領播磨京田村（現鶴岡市）で安永三年三月頃に年貢金未納事件が起り、村方三役が揚り屋入りを命じられたことから、

表3 歴代の預地代官

名前	在職期間
上野織右衛門	明和6年4月～明和7年8月
中台 傳次郎	明和6年4月～明和8年12月
金野 多十郎	明和8年12月～安永2年12月
池田久平	安永3年4月～天明3年5月
五十嵐作右衛門	寛政1年11月～寛政7年9月
北原宗右衛門	享和3年7月～文化13年

注 表1に同じ。

村方百姓たち大勢が鶴ヶ岡へ詰るということがあつた。⁽³⁵⁾ 同年七月より預地酒屋が庄内藩に納入する役錢を一定額で請負い酒屋より取立てる役目（買請免）を預地郷宿で同御用達も兼ねる七日町柏倉久右衛門が行うことになつた。⁽³⁶⁾ 安永五年十月に由利郡大砂川村（現象潟町）の者が江戸出訴を行う事件が起つた。⁽³⁷⁾ 幕府役人に由利領十カ村代表として惣代・名主らの取計が良くなないと駕籠訴したものであつたが、庄内藩預地役所に引渡されたのであり、⁽³⁸⁾ 預地元々金野多十郎が右の事件に関連して安永六年三月に出府したのも身柄の受取のためであつたとみられる。しかし、訴人両名は預地役所での吟味中に病死したようである。

長坂又次郎は大病となり、安永八年（一七七九）三月に隠居を命じられ、⁽³⁹⁾ 預地主役を退いた。『新編庄内人名辞典』によれば、同五月三日に死去した。

長坂又次郎に代わり、安永八年（一七七九）三月に預地主役に就任したのは金野多十郎であつた。増加三十石、役料百石を給され、合せて二六〇石高となり、席順は郡代次席とされた。⁽⁴⁰⁾ 金野多十郎は明和八年（一七七一）十二月に預地代官となり、その後預地元々に昇進し、次いで主役に就任したのである。そして天明八年（一七八八）七月頃まで九カ年余り主役に在職したのである。

その間、庄内藩の支藩松山藩の築城により天明元年には余目領の田谷村一村と大野村（現余目町）の一部が松山藩領となつたし、同四年九月には余目領など二十三カ村が四カ年ほど松山藩領となつた。

天明二年十一月に、大山領播磨京田村で紛争が起つたが、その後も「丑之助、四郎左衛門一件」と称される事件が何度か起つたように、⁽⁴¹⁾ 解決までかなりの年数を要したのである。天明四年二月に、一昨年の石代金納の分につき安石代願いなどが一切無かつたことを勘定所の方から藩に伝えられ、藩主の耳にも入つたとして主役金野多十郎、元々長坂六右衛門に褒美が与えられた。⁽⁴²⁾ 前年天明三年の大凶作にも預地領民が飢渴に及ばなかつたとして同四年十二月にやはり主役と元々が称誉された。⁽⁴³⁾ 同年七月とみられるが、幕府代官青木楠五郎支配地の年貢米と積合せて預地年貢米を東廻りで江

戸廻米したところ、房州で廻船が難船をして打米をしたことから、預地役人の仙場松兵衛が出張した。⁽⁶⁾ 翌五年五月にはやはり江戸廻米船が粟島（現新潟県）で難船したので納方手代の山田久内が出張した。⁽⁵⁾ 天明七年五月に幕府巡見使が下向した。その際、預地領民より何通か訴状が提出されたようであるが、その中に差出人の記載のない捨文二通があり元⁽⁶⁾たちが立合のうえで焼捨てられた。⁽²⁾

ところが、『新編庄内人名辞典』では、⁽³⁾

：預り地の代官・元締をへて安永八年（一七七九）預り地主役に任せられたが、在職中自害した。享年六七。多十郎のあとその子五郎治が家督を相続する。寛政元年（一七八九）一〇月多十郎の不正が露見し、五郎治の本知一六〇石のうち六〇石を剥がれた。

と、何にか在職中に不正があつて金野多十郎は天明八年（一七八八）七月に自殺したとする。翌寛政元年九月に子の五郎治に申渡された「被仰出之覚」には次のようにある。

父今⁽⁵⁾野多十郎儀、謀書之水帳与者不心付、田地質物取之郷方所々江金子貸付候段、侍ニ不似合いたし方不届至極思召候、依之嚴重之可被及御沙汰所、致病死⁽⁴⁾：

とあり、知らないことではあったが偽造された水帳によつて藤島村などで金子を貸付けて質地を取つたことが武士に不似合の所業であるとして判断されたのであるが、質地を取つた本人の金野多十郎にもそのような自覚があつて自害したのであろう。

金野多十郎に代わり預地主役に就任したのが長坂六右衛門であった。二十石加増と役料百石が給され、二百五十石高となつた。⁽⁵⁾ 同人は寛政十年（一七九八）十二月頃まで十年余り在職した。⁽⁶⁾ 同人も安永八年三月に預地元⁽⁶⁾となり、預地主役に昇進したのである。

大山領角田二口村（現三川町）の「御用留」⁽¹⁷⁾には次のように記されている。

一、天明八申七月二十一日長坂六右衛門様御預所御主役ニ被仰付、同二十九日跡御元メ松宮儀八郎様被仰付候、七月

二十六日江戸表より松山御飛脚屋来、御替地ニ相成候余目五千石元之通相返シ可申趣申參候：

主役となつた長坂六右衛門の後任の元メには松宮儀八郎が任命されたとし、その任命の三日前に飛脚が来て余目領などが預地に復帰することが伝えられたのである。

天明八年より預地村々に備荒のための百姓出穀が命じられた。⁽¹⁸⁾ 大変な天明飢饉を経験したからであろう。本来下級役人である五十嵐作右衛門が寛政元年（一七八九）十一月に預地代官兼帶を命じられた。⁽¹⁹⁾ 同三年二月に財政上の問題で苦心したことから、預地御用に精勤しているとして預地元メ松宮儀八郎に金三百疋が与えられた。⁽²⁰⁾ 同年秋、由利郡の四カ村は定免年季中にもかかわらず、損毛が七分五厘（七五パーセント）余に及ぶとして破免となつた。同年八月のことかと推測されるが、預地役所では年貢などの諸制度について幕府に書上げた。⁽²¹⁾ 寛政四年九月頃に預地村々の極窮者の調査が行われ、預地役所より若干の夫食米が与えられた。⁽²²⁾ 同六、七年頃の預地役所は、預地代官が兼務の五十嵐作右衛門一人だつたのをはじめ、全体に「人不足」だつたようである。この頃、由利郡大砂川村の惣代名主横山文左衛門と酒田本間家の間で数カ年に及び紛争があつたが、預地元メ石黒半蔵の取扱いでようやく解決したようである。⁽²³⁾ 寛政七年が凶作であつたので預地村々が夫食拝借を願つたことから、翌八年二月に預地主役・元メが庄内藩会所に出向き金三百両の拝借願いをしたところ許可された。五カ年賦返済の約束であつた。⁽²⁴⁾ 預地御用達大塚文六が勝手難渉として寛政八年四月に金三百両拝借願いをしたところ、五分利付きで十カ年賦を約束で金一五〇両の拝借が許された。なお、同十一年八月に拝借延となつた。⁽²⁵⁾ 寛政八年秋に幕府役人が下向するため、同九月に預地役所より「被仰渡候覚」が村々に布達された。それに伴い、村々は絵図面の作成を命じられたようであり、大山領天神堂村（現三川町）でも作成された。⁽²⁶⁾ 寛政九年八月のこととみられるが、丸岡領東堀越村（現藤島町）で郷蔵米を焼失するという事件があり、蔵番人が手錠三十日を命じ

られた。⁽⁸⁾ 寛政二年十月に預地元々に就任していた西堀四郎右衛門（秀俊）が預地役所の文書をもとに寛政九年九月頃に「類例記」を編んだ。⁽⁹⁾ 元々役として預地支配の先例を速やかに調べるためにであった。江戸など年貢米の廻米に際し、欠米が多く発生し預地村々が難渋しているとして、江戸飯田町平四郎が欠請負の出願をしたので、預地役人渋谷野右衛門が寛政十年八月に出府し江戸役所に向いた。⁽¹⁰⁾ おそらく、その出願は許可されなかつたとみられる。同年十月、丸岡領川尻村（現藤島町）で名主の退役願のため百姓たち二十人ほどが預地役所に押し詰めるという事件があつた。⁽¹¹⁾

そして、長坂六右衛門は寛政十年（一七九八）十二月に老齢のため隠居を命じられた。⁽¹²⁾

長坂六右衛門に代わり預地主役に鱸良右衛門が就任した。同十二月二十八日のこと、⁽¹³⁾

右同日鱸良右衛門殿於御前御預地主役被仰付、御役料百石被下置候

と、藩主の前で預地主役に任命され役料百石を与えられたのである。そして享和三年（一八〇三）三月頃まで四ヵ年余り在職した。

その間の主な出来事としては次のようなことがあつた。

寛政十一年（一七九九）五月、夫食拝借を求めるためか、余目通などの農民が庄内藩主への強訴を企てたが預地役所の宮嶋利助、高田加蔵に説得されて未遂で終わつたのである。⁽¹⁴⁾ 同年秋に由利郡の三カ村で破免が許された。⁽¹⁵⁾ 同じ秋、余目組・増川組村々の農民たちが「無謂願」いをするため城下鶴ヶ岡近くまで押し出したが、大山村惣代名主佐藤善右衛門らの説得で引返したとする。この事件を幕府に報告しては重大事になるとして預地役所だけで取計い口外することを禁止したのである。⁽¹⁶⁾ 色々悪評があつたのか翌十二年三月に由利郡大砂川村の惣代名主横山文左衛門が退役した。⁽¹⁷⁾ 当時庄内藩は寛政改革の施行中で、村々の経費削減などを命じていたが、その一環として預地役所は同じ三月に役所経費を郡中割として預地村々より取立てることを中止した。⁽¹⁸⁾ 寛政十三年五月、預地役所では荒地並に起返場所を有する村に対し地方絵図と小前帳を六月中に提出することを命じた。⁽¹⁹⁾ 同年（享和元年）五、六月の年貢金を余目領南野村（現余目町）

の百姓たちが不納したが、中でも悪質とみられた二人を差紙をもつて預地役所に召喚したが、応じなかつたので捕手を遣わして召捕るということがあつた。⁽²⁾ 同年から低米価のため年貢米の江戸などへの廻米を一部中止し廻米を行つた。⁽³⁾ 大山川の逆水の被害で苦しめられていた大山領尾花村（現三川町）では享和二年に水除土手八百間で上置繕御普請を行つた。⁽⁴⁾ 同年九月、預地勘定役の高田勘蔵・宮嶋理助両人が囚人駕籠により江戸より庄内へ護送されたうえ、揚り屋に入れられ吟味を受けた。これは三十年来預地の年貢金が江戸に送られると藩邸の土蔵には納めず、大坂屋治兵衛なる商人の土蔵に預け、その都度幕府勘定所へ上納してきたのであつたが、今回江戸に送つた金四千二百両余も同様にされるはずであつたのに、上納の際に差間えたことから、庄内藩が立替えたものの、その後も大坂屋から返金がないことから年貢金管理の直接の責任者である兩人を取調べたものである。⁽⁵⁾

右の事件の責任をとつたものか、鱗良右衛門は翌春に預地主役を辞任したのである。

代わりに享和三年（一八〇三）三月に預地主役に就任したのは白井惣六重固である。禄四五〇石の上士で番頭を勤めていたので、預地主役となつても役料の支給はなかつた。⁽⁶⁾ 文化四年（一八〇七）六月まで四カ年余り在職した。白井惣六の実兄は白井矢太夫であり郡代となつて庄内藩の寛政改革を主導し、藩校致道館の建設や運営の中心となつた人物である。兄弟とも学才に秀でていた。惣六も致道館設立に参画した。

白井主役の時の主な出来事を挙げてみよう。

享和三年（一八〇三）九月、幕府勘定所の廻米の米質等について申渡が預地村々にも布達された。⁽⁷⁾ 文化元年六月四日、由利郡を中心に大地震が起つた。預地代官北原惣六重固が見分に赴いた。由利領の痛高は一〇六〇石余、漬家・焼家が二六八軒、死者が四十九人と被害は甚大であった。⁽⁸⁾ そのため三四石七斗の夫食米が五カ年賦で貸付られた。⁽⁹⁾ 由利領村々では当時定免法が行われていたが、文化元年は破免検見取となつた。⁽¹⁰⁾ 預地役所は預地村々に文化元年六月頃まで御仕置五人組帳の提出を命じていたが、未だ提出していない村もあつたので改めて提出を命じた。⁽¹¹⁾ 同年十一月下旬に、長らく

預地郷宿を勤めてきた柏倉久右衛門が罷免となつた。これは久右衛門の取扱いが良くなく、そのことを預地主役白井宅に張訴する者もあつたことからの決定であつた。⁽¹³⁾ 代つて南町兼子儀右衛門が預地郷宿を命じられた。文化元、二両年に及んで年貢米のうち一一七三石の圃米を命じられた。⁽¹⁴⁾ 同三、四年には更に一三八石の増圃米が命じられた。⁽¹⁵⁾ 文化二年は旱魃だったので、夫食の分としてであろうが、八月に村々に七ヵ年賦の条件で拝借が許された。⁽¹⁶⁾ 同年十一月、庄内藩の藩主交代に伴い、預地は五ヵ年季という年季付き預地となつた。文化三年二月、幕府より預地の現況を書上げるように指示されたことから⁽¹⁷⁾、庄内藩からも御預地懸り留守居黒川武助の名前で明細書が提出された。⁽¹⁸⁾ この時書上げた数字とみられるが、文化元年において、家数三七五八軒、人数一万八〇五二人（男九五六三人、女八四八九人）であり、明和六年に比べ家数、人数とも増加していた。

文化三年（一八〇六）七月、預地役所は預地村々の成内百姓に対し永久救金設定のための拠出金を求めたが進んで応じた者はいなかつたようである。⁽¹⁹⁾ 文化四年二月頃、最上徳内が庄内、由利郡に下向していた。⁽²⁰⁾ 文化四年三月になり、丸岡領大河戸村⁽²¹⁾で年貢米を藤島川によつて酒田湊まで川下げしようとしたところ、同川の辺が御鷹場になつていていたことから庄内藩鷹匠衆より川船の通行が差止められたのであり、早速預地役所に訴えたので、同役所が藩の意向を伺つたところ、自由に航行してよい旨の回答を得たのである。⁽²²⁾ 庄内・由利幕領では元禄九年（一六九六）より松前藩に年貢米の一部を払下げるところの松前渡米を行つてきていたところ、文化四年二月に蝦夷地全島上知となつたことから、同年をもつて基本的に打切りとなつた。⁽²³⁾ 有利な松前渡米が中止となつて預地村々はかなり困つたのである。同年三月に、預地の惣代名主三名が主役白井惣六に、一度も目通りしたことがないので、面謁を願つたところ実現したのである。⁽²⁴⁾ 同四月、郷宿兼子儀右衛門宅が類焼したので、郷宿を当分三日町中村与一右衛門方へ移した。⁽²⁵⁾ 預地村々は合力として金百両を兼子儀右衛門に提供した。⁽²⁶⁾

白井惣六は文化四年（一八〇七）六月に本領の郡代に任命されたので預地主役を辞した。⁽²⁷⁾

代つて石井達次郎が大目付より預地主役となつた。禄二三〇石であつたので役料は支給されなかつた。⁽¹⁷⁾ 文化八年七月頃まで四ヵ年在任した。

石井達次郎の時の主な出来事をあげてみよう。

文化五年（一八〇八）に朝鮮通信使が来訪したことから、村高百石につき金一両の割合で御用金が五ヵ年賦で課された。⁽¹⁸⁾ 前年で松前渡米の賦課が中止となつていたことに対し、文化五年に田川郡米納五十カ村では、松前渡米の継続を望んだが、さもなければ江戸廻米ではなく大坂廻米にしてほしい旨を歎願した。⁽¹⁹⁾ 江戸廻米では多くの欠減米が出て、年々のように江戸買納代金を要し、百姓の追加の負担となつたからである。文化五年に預地役所では預地村々の孝信・奇特の者の行状を報告させたようである。⁽²⁰⁾ 文化六年十月、預地が再び無年限の預地とされた。文化七年九月頃、幕府役人が荒地・起返地の見分のために下向した。⁽²¹⁾

ところが、石井達次郎は何か不都合があつたものか、文化八年七月に預地主役を罷免された。その際、達次郎は差扣の伺いを行つたのであり、伺いどうり五日の差扣となつた。⁽²²⁾ 何か失策があつたわけである。これに関連するかと思われるが、後年天保十五年（一八四四）に起つた大山騒動の裁判の際し幕領村々の主張をまとめた文書の中に、

一、酒井様御預中、御預所ニ而正路ニ勤候役人有之与ハ誰が事と被問候時ハ二、三拾年ニも相成候哉、余目通地方公事之時御料勝利奉得候ニ付、御預地懸り石井辰治郎様退役ニ相成申候、御主役ニ而貳百三拾石位与覺居申候

と記され、預地時代に公平な勤め方をした預地役人は、二、三十年ぐらい前に預地主役を勤めた石井辰治（達次）郎ぐらいいであるとする。同人は余目通で庄内藩領と預地との間で起つた境界などをめぐる争論で預地の方の勝訴と判定したことから、主役を退役することになつたとする。しかし、罷免は右の裁判が直接の理由ではなく、具体的な事情は不明ながら、その時期からみて藩内抗争の一環だつたものと推測される。⁽²⁴⁾

代つて黒川権太夫が預地主役に就任した。本領の元より転じたもので、禄二百石だつたようで、三十石の役料を支

給されて、一一三〇石高とされた。⁽¹⁵⁾ 大山領角田二口村の佐藤市右衛門（東藏家）の「日記」⁽²⁶⁾にも、文化八年七月のこととして、

一、当月より御預地御⁽²⁷⁾首役黒川権太夫様御交代
と記されている。なお、右の日記には同年十月のこととして、⁽²⁸⁾

一、当月より水野東十郎様御預地方御家老被仰付候由御預地へ御達とあり、政変により新たに中老に就任した水野東十郎が預地懸りの老職となつたのである。明和六年の石原平右衛門以来、庄内藩の老職のうちで預地懸りが選任されてきたのであろうが、地方文書等にはほとんど記されることがない。今回、政変直後に就任したことから注目されて村役人クラスの日記にも記されたのであろう。

黒川権太夫は翌九年十二月頃まで一ヵ年半近く在職したのである。

黒川主役の時の主な出来事をあげておこう。

文化五年に田川郡米納五十カ村が歎願したことを受けたものか、文化八年に、

一、当未御年貢明年より江戸廻米なし、大坂御廻米三千石被仰付⁽²⁹⁾

と、明年より江戸廻米を行わず、大坂廻米ばかり三千石を行うことを命じられた。その廻米に関して、文化八年に田川郡村々で「御年貢御廻米糀船中欠請負証文」⁽³⁰⁾が結ばれた。⁽³¹⁾ 以前にも船中欠請負が行われていたが、幕府の寛政改革で中断し、今回改めて結んだものである。文化九年二月二十七日、預地の中心の村である大山村（現鶴岡市）で三五〇軒も焼失する大火が起つた。被害は大山村の過半に及んだのである。預地役人の梅木喜平治・石塚与太夫が同村に出張したし、預地郷宿や御用達である兼子儀右衛門と柏倉久右衛門が粥世⁽³²⁾話人として交代で大山村に詰めた。⁽³³⁾

黒川権太夫は任期の途中、文化九年九月に本領郡代を兼務したのであり、そのため預地主役をまもなく辞することになつたとみられる。

代つて文化九年十二月に服部純蔵が預地主役となつた。禄三百石だったので役料の支給はなかつた。寺社奉行に在任のまま預地主役の兼務を命じられたのである。⁽¹³⁾ 文化十一年十一月まで一ヵ年主役に在職した。

服部主役の時の主な出来事をあげておこう。

文化十年四月、年番名主であつた丸岡領谷地館村（現羽黒町）名主吉右衛門が組方村々より徴収した年貢金七十七両二歩を上納するため城下鶴ヶ岡へ行く途中、本領箕升新田村（現藤島町）地内の黒瀬川橋脇で何物かに殺害されるという事件が起り、犯人として逮捕された丸岡領大川渡村（同前）六右衛門は預地役人中村此右衛門に取調べられた。同年十月、庄内浜の看をめぐる庄内藩領加茂村（現鶴岡市）と大山村の紛争の「馬士一件」が三瀬村大庄屋の取扱いで内済となつた。⁽¹⁴⁾ 翌十一年三月に庄内藩は預地の私領同様取扱を歎願した。

預地主役を辞した服部純蔵に代わり、文化十一年十一月頃に黒川権太夫が再び主役に就任した。本領郡代に在任のままである。

黒川主役のもとで文化十二年（一八一五）十二月より預地は私領同様取扱いとなり、預地支配の形も大きく変化していく。なお、黒川権太夫は天保四年（一八三三）二月に郡代を辞任するまで預地主役を兼務したのである。

以上が明和六年（一七六九）四月から文化十二年（一八一五）十二月まで預地主役に在職した者たちである。

なお、天明三年（一七八三）五月より寛政元年（一七八九）十一月頃までの六カ年半ほどと、寛政七年九月頃から享和三年（一八〇三）七月頃まで八カ年ほど預地代官が任命されず不在の期間があつた。その間は預地元メラが代官の職を兼務したものとみられる。

- (1) 庄内・由利幕領の支配の変遷については拙著『出羽幕領支配の研究』序論を参照されたい。
- (2) 服藤弘司『大名預所の研究』一八頁などでの預地分類によっている。
- (3) 拙稿「庄内藩の私領同様預地に関する文書」(『地方史研究』第二〇七号)、同「文化十二年庄内藩の預地私領同様取扱いをめぐって」(『山形県地域史研究』第十六号)、同「庄内幕領の『酒田御蔵納』」(東北公益文科大学『総合研究論集』1)、なお前二者は拙著『近世幕領年貢制度の研究』第四章第一節、第二節として収録されている。
- (4) 「列績志」(鶴岡市郷土資料館閑散文庫)、「公領田圃録」(鶴岡市大広・八幡家文書)
- (5) 越後幕領など近世中期の庄内藩預地については拙稿「近世中期庄内藩預地に関する史料と支配の特質」(羽黒高校研究紀要『羽黒教育』第十一号)を参照されたい。
- (6) 会津藩の件を、一度預地を罷免されながら、再び預地を命じられた先例として挙げている(「叢林野乗」鶴岡市郷土資料館)。
- (7) 「公領田圃録」、なお「叢林野乗」にも収録されているが破損の個所が多い。
- (8) 「御預地向手扣」(余目町史元専門委員・故高橋正雄氏所有文書)
- (9) 服藤弘司『大名預所の研究』九三・九四頁
- (10) 「叢林野乗」、なお村数は筆者が補足したものである。
- (11) 「大泉叢誌」巻之八十二(鶴岡市郷土資料館)
- (12) 明和六年正月「日記」(竹内家文書、鶴岡市郷土資料館)
- (13) 大山領角田二口村佐藤東藏貞教「隅田領袖」(二口文書、鶴岡市郷土資料館、なお『三川町史資料集』第四集にも収録)では預地元メを中台傳次郎、預地代官を矢口平太右衛門とするが誤まりである。
- (14) 『鶴岡市史』上巻一四七頁
- (15) 「御預地向手扣」、なお「名山藏」十一(閑散文庫)にも明和六年四月付で同様の記述がみられる。
- (16) 『鶴岡市史』上巻一四七頁
- 預地代官は火事や破船も担当した(御預地向手扣)。

- (18) 『酒田市史・史料篇』(四) 四七一頁
- (19) 寛政六年正月より「御用留」(二口文書)
- (20) 中村此右衛門以下の七名は『酒田市史・史料篇』(四) 四七一・四七二頁による。
- (21) 「御預地向手扣」
- (22) (23) 『酒田市史・史料篇』(四) 四七三頁
- (24) 「品々紀聞」(上野家文書、鶴岡市郷土資料館)
- (25) 明和六年正月「日記」(竹内家文書)
- (26) 「御町例帳」(鶴岡市史編纂会『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』上巻一七頁)
- (27) 拙稿「近世後期庄内藩預地の郷宿」(東北公益文科大学『総合研究論集』第一号)
- (28) 拙稿「近世後期庄内藩預地の御用達」(『総合研究論集』第三号)
- (29) 寛政二年十月より預地元々を勤めた西堀四郎右衛門が編んだものである。
- (30) 『三川町史資料集』第二集一二四頁～一二六頁
- (31) 明和五年長岡村「御用万留置帳」(象潟町史資料編 I)
- (32) 「品々紀聞」及び拙稿「明和六年柴橋代官会田伊右衛門の『演説書』と庄内幕領の諸制度」(『羽黒教育』第八号)
- (33) 田中政徳「郷政録」(鶴岡市郷土資料館)
- (34) 『三川町史資料集』第五集一〇七頁
- (35) 安永二年正月より「御用願書留帳」(二口文書)、『三川町史資料集』第五集一〇九頁
- (36) 「郷政録」、安永二年より「御用願書留帳」
- (37) (38) 「郷政録」
- (39) 「品々紀聞」
- (40) 「庄内藩より御国目付への御答書」(鶴岡市史編纂会『莊内史要覽』一一三頁)
- (41) 『新編庄内人名辞典』四九三頁
- (42) 「名山藏」十一(閑散文庫)
- (43) (44) 『酒田市史・史料篇』(四) 四七三・四七四頁
- (45) 「名山藏」十一

- (46) 「類例記」一（伊藤家文書、鶴岡市郷土資料館）
- (47) 大石田町立歴史民俗資料館『史料集』第一集五七頁、『余目町史年表』一一六頁
- (48) (49) 「酒田市史・史料篇」(四) 四七四頁
- (50) 拙稿「近世後期大山領播磨京田村の年貢未納と名主立替えをめぐって」(『山形史学研究』第三十二号)
- (51) 安永二年八月より「御用留帳」(酒田市局・池田家文書)、『大山町史』一四四頁
- (52) 「類例記」一
- (53) 『象潟町史・資料編』I六〇三頁
- (54) 『酒田市史・史料篇』(四) 四七四頁
- (55) (56) 「名山藏」十一
- (57) 「類例記」三
- (58) (59) (60) 「酒田市史・史料篇」(四) 四七五・四七六頁
- (61) 天明七年八月より「御用留」(二口文書)、『三川町史資料集』第六集二頁
- (62) 『新編庄内人名辞典』三〇一頁
- (63) 「秋官志」十一(閑散文庫)
- (64) 「名山藏」十一
- (65) 「名山藏」十一
- (66) 「諸役前録」(鶴岡市郷土資料館)では寛政十二月頃まで在職したとする。
- (67) 天明七年八月より「御用留」(二口文書)、『三川町史資料集』第六集一頁
- (68) 寛政十二年八月より「御用留帳」(酒田市局・池田家文書)
- (69) (70) 「名山藏」十一
- (71) 「類例記」一
- (72) 「御預地向手扣」
- (73) 二口文書、『佐藤東蔵家系譜』五一頁
- (74) 「類例記」一
- (75) 『酒田市史・資料篇』(五) 一九五頁
- (76) 『酒田市史・資料篇』(五) 一九五頁
- (77) 「類例記」一

- (78) 寛政八年九月より「御用留」（余目町南野文書）
- (79) 鶴岡市播磨・斎藤家文書（鶴岡市郷土資料館）
- (80) 「類例記」三
- (81) ↗ (85) 「類例記」一
- (82) 「庄内旧事記」（佐藤東一編「余目町史編纂史料」）
- (83) 「類例記」一
- (84) 「類例記」三、「御預地向手扣」
- (85) 「類例記」一、「御預地向手扣」
- (86) 寛政八年九月より「御用留」（南野文書）
- (87) 寛政十二年八月より「御用留帳」（局・池田家文書）
- (88) 「類例記」三
- (89) 「類例記」一、『御用留帳』
- (90) 寛政八年九月より「御用留」（南野文書）
- (91) 寛政十二年八月より「御用留帳」（局・池田家文書）
- (92) 「類例記」三
- (93) 『三川町史資料集』第四集六〇頁
- (94) 文政六年十一月「西水除土手御普請日論見」（『三川町史資料集』第九集）
- (95) 「大泉叢誌」卷之八十二（鶴岡市郷土資料館）
- (96) 「名山藏」十一
- (97) 『三川町史資料集』第二集一二八頁
- (98) 『秋田県象潟町郷土誌』第七卷一六頁
- (99) 「類例記」一
- (100) 文化二年八月より「諸御用留帳」（余目町西小野方文書）
- (101) 年貢割付帳による。小砂川村は『象潟町史資料編』I五五一页、関村は関村伝来文書（関公民館）、及び拙稿「由利御領関村の定免法とその展開」（本荘市文化財保護協会『鶴舞』第七〇号）
- (102) 享和三年八月より「御用留帳」（局・池田家文書）
- (103) 「大泉叢誌」卷之八十三、なお拙稿「近世後期庄内藩預地の郷宿」
- (104) 「郷政録」
- (105) 、(106) 文化二年八月より「諸御用留帳」（西小野方文書）

- (107)、(108)「御預地向手扣」
- (109)、「隅田領袖」、『三川町史資料集』第四集
- (110)「鶴岡市郷土資料館」
- (111)「類例記」一
- (112)拙稿「庄内幕領における松前渡米」（拙著『近世幕領年貢制度の研究』第六章第一節）
- (113)、(114)「類例記」一
- (115)「隅田領袖」、『三川町史資料集』第四集一五三頁
- (116)『新編庄内人名辞典』三八六頁
- (117)「名山藏」十一
- (118)「名山藏」十二
- (119)文化五年七月より「日紀事」（二口文書）
- (120)「御預所孝信奇特行状録」（鶴岡市郷土資料館）
- (121)文化七年九月「若林市右衛門御順村ニ付御本陣用意之覚」（鶴岡市湯野浜地区文書、鶴岡市郷土資料館）
- (122)「名山藏」十三
- (123)天保十五年八月「羽州田川郡御料所村々騒立之扣」（『山形県史・近世史料』2）
- (124)庄内藩内の抗争と文化年間の政変については『鶴岡市史』上巻三七四頁～三七七頁による。
- (125)「名山藏」十四
- (126)「名山藏」十五
- (127)「文化八年辛未記」（二口文書）、『三川町史資料集』第十四集
- (128)『三川町史資料集』第二集一二九頁～一三二頁
- (129)「郷政録」
- (130)「莊内史要覽」一四三頁
- (131)「名山藏」十一
- (132)「名山藏」十二
- (133)「類例記」三
- (134)「名山藏」十一
- (135)「類例記」一